

## 速報！

11月25日最高裁は、**JR東海の職場における「会社による掲示撤去は不当労働行為である」**とした東京高等裁判所の判決を全面的に認め（裁判官全員一致）、会社の上告の一切を棄却しました。

### 主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

会社は経営協議会で、「不当労働行為などない」と言ったが、これはどういうことだ！次から次へと暴かれる不法行為の決定を真摯に受け止めよ！私たちは繰り返される不当労働行為を断じて許さない！

最高裁4連勝！